

## 第1部 防犯対策

### 1 防犯のための注意事項

青島市においても、以下に記載したとおり、各種犯罪は日常的に発生しており、時には凶悪犯罪と呼ばれる類の事件も発生しています。このような状況の中、次のような点にご注意ください。

- (1) 深夜の外出や夜間薄暗く人通りの少ない場所での移動を避ける。
- (2) 必要以上に目立つ華美な服装や行為、発言等は避ける。
- (3) 外出の際は周囲の状況に注意し、異変を察知した場合はその場を立ち去る。(4) 見知らぬ相手からの安易な誘い・要求には応じない。
- (5) 不特定多数の人が集まる場所では、手荷物や貴重品の管理に細心の注意を払う。

### 2 青島市で発生した邦人関係の事案の例

#### ○ 連れ去り（未遂）

深夜1人で歩いていたところ、複数の男に車に連れ込まれそうになった。

#### ○ 暴行・傷害

- ・タクシー運転手と料金を巡りトラブルになり殴られた。
- ・深夜カフェバーで中国人女性と飲食中、別席の中国人グループとトラブルとなり、暴行を受け軽傷を負った。

#### ○ スリ

- ・空港で食事中、鞆を席の横に置いていたところ、鞆の外側ポケット在中の財布とパスポートをすられた。
- ・バスに乗ろうとした際、乗客で混雑していたバス入口付近で、ポケットに入れていた財布をすられた。

#### ○ 置き引き 飲食店で食事中、目を離した隙に、席の横に置いておいた鞆を盗まれた。

#### ○ ひったくり

深夜に帰宅途中、持っていた鞆を無理矢理奪い取られた。

#### ○ 不法滞在

無査証で入国したが滞在期限内に出国せず不法滞在となり罰金を支払った。

#### ○ 買春 ホテルで中国人女性を買春して拘留された。

#### ○ 税関法違反

無申告で持ち出せる金額（5000米ドル相当）を超える外貨を持ち出そうとして税関で摘発された。

### 3 青島市で発生した邦人以外の事案の例

(邦人がこのような事案の被害者となる可能性も有りますのでご注意ください。)

#### ○ 強盗殺人

深夜、女性が一人で帰宅中、男に暗がりに入れ込まれ、殺害され金品を強奪された。

○ 昏睡強盗 女性グループがチャットで知り合った男性をカラオケに誘い出し、飲料に睡眠薬を混入して意識を失わせ、男性から金品を盗んだ。

○ 傷害

交通上のトラブルで一方の当事者が相手を刃物で刺した。

○ 恐喝

液晶画面が割れた携帯電話を持った犯人が被害者にぶつかり、携帯電話が壊れたと言いがかりをつけて現金を脅し取った。

○ 強制わいせつ

・深夜、女性が一人で歩いていたところ、男に暗がりに入れ込まれわいせつな行為をされた。

・白タクに乗車した女性が、車内で高額金銭を要求されわいせつな行為をされた。

○ 侵入盗

アパート外壁の配水管などを登り、無施錠の窓から侵入する手口の侵入盗が発生した。

○ スリ

携帯電話にイヤホンをつけ音楽を聴きながら歩いていたところ、ポケット内の携帯電話を窃取された。

○ 車上狙い

犯人は自動車のリモコンキーの電波を妨害する器械を使い、無施錠の車内から金品を盗んだ。

○ 賭博

ゲームセンターにおいて、賭博性のあるゲーム機を設置し、コインから現金への両替行為を行ったとして、遊戯者と管理者が検挙された。

○ 詐欺

・留学中の娘のQQを盗用され、娘になりすました犯人から多額の現金を詐取された。

・銀行なりすましのショートメールを受信し、偽サイトに誘導され、個人情報を入力したところ、預金を引き出された。

#### 4 トラブルに巻き込まれないための注意事項

##### (1) パスポートの携帯義務

16歳以上の外国人はパスポート又は居留証を携帯することが法律（出入国管理法第38条）により義務づけられています。街頭で警察官に職務質問をされた際などにパスポート等を提示できないと、派出所で事情聴取を受けることもあります。パスポート等の検査を拒否した場合、警告及び最高2,000円の罰金を科される可能性があります。（同法第76条）一方、パスポートを盗難・紛失された場合、その後の手続に概ね2、3週間を要するため、日本への帰国や中国国内の移動に支障が生じますので、パスポートの管理には十分ご注意ください。

(2) 臨時宿泊登記 外国人は、その滞在地において、投宿から24時間以内に現地公安局に対して「臨時宿泊登記」をしなければなりません（出入国管理法第39条）。ホテルなどの宿泊施設でチェックインをすれば、この登記を代行してくれますので、宿泊者本人が手続をする必要はありませんが、駐在員が日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合などは、宿泊者本人又は宿泊先の主人が最寄りの派出所に向いて「臨時宿泊登記」を行わなければなりません。届出がない場合、警告及び最高2,000元の罰金を科される可能性もあります。（同法第76条）

(3) 不法滞在一般パスポートをお持ちの日本国民は、目的が観光、商用、親族訪問又はトランジットで中国での滞在日数が入国日を起算日として15日を超えない場合、入国ビザが免除されることになっています。滞在期間が15日を超える場合、或いは留学、就労

（出張についても内容によっては就労或いはそれに類似するものとしてZビザ等が必要な場合があります。）、定住、取材目的等で中国に渡航する場合は、予め日本又は第三国にある中国大使館・総領事館においてビザを取得する必要があります。滞在期間を過ぎてからの期間延長（ビザ等の延長）は困難なばかりでなく、罰金（1日500元、上限10,000元）、悪質と判断された場合には、拘留、強制退去、再入国の制限対象になることがあります（出入国管理法第78条）。自身の滞在資格、滞在可能期間については、しっかり確認しておくことが必要です。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではありませんので注意が必要です。

(4) 外貨・人民元の持ち込み・持ち出し制限

無申告で中国へ持ち込める外貨は5,000米ドル相当まで、人民元は20,000元までです。それ以上を超える外貨や人民元を持ち込む場合には税関での申告が必要です。また、無申告で中国から持ち出せる外貨も5,000米ドル相当まで、人民元なら20,000元までです。5,000米ドル相当を超えて10,000米ドル相当までの外貨の場合は、預金銀行での証明証の取得が必要です。さらに10,000米ドル相当以上の場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での証明証の取得が必要です。

(5) 禁制品の持ち込み・持ち出し制限

入国時の持ち込み禁止品としては、武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム等、及び麻薬等の薬物があります。また、中国からの持ち出し禁止品は、これらの持ち込み禁止品のほかに、貴重文物（古美術・骨董類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本も含む）及びその種子・繁殖材料等があります。文物をご購入の際には、購入先、必要であれば文物局に海外への持出しが可能か慎重にご確認ください。

(6) 立ち入り禁止区域

立ち入り禁止区域の典型的な例は「軍事禁区」と「軍事管理区」です。これらは

「軍事施設保護法」によって管理されており、無断で立ち入ったり、写真・ビデオ撮影を行ったりすると違法行為となるおそれがあります。中国における「軍事施設」の概念は非常に広く、うっかり軍事施設に入ってしまう、或いは写真を撮っていたら軍事施設が写り込んでしまい、身柄を拘束されたりするケースもあります。人民解放軍が経営している病院など一見して軍事施設とわからないものもありますので、注意が必要です。

#### (7) 麻薬等の薬物犯罪に注意

麻薬等の薬物犯罪に関しては、中国は刑罰が大変重いので、直接的にも間接的にも犯罪に荷担することのないよう気をつけてください。麻薬等の薬物犯罪に巻き込まれないためには、薬物に関係しているような怪しい人物には関わらないように留意し、薬物使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管や運搬の依頼は断固として断ることが肝要です。

#### (8) 買春に注意

中国では買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）は違法（治安管理处罰法第66条違反）であり、公安に検挙された場合、15日以内の拘留や5,000元以下の罰金が科される可能性があるほか、国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される場合もあります。また、中国語を理解できない出張者や旅行者のために間に入って買春を交渉した場合、買春斡旋罪が成立し、処分の対象となる場合もあります。このような違法行為は厳に慎むようにしてください。（会社関係者の方は、日本からの出張者に対しても十分に周知してください。）

#### (9) 賭博に注意

近年、中国国内で所謂「不法パチスロ店」で客を含む関係者が処罰される事例が発生しています。治安管理处罰法第70条では、賭博行為に関し同条に違反した場合には、5日以下の拘留又は500元以下の罰金、情状が重い場合には10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3,000元以下の罰金を併科する旨を規定しています。国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される可能性もあります。違法行為は厳に慎むようにしてください。

#### (10) 企業におけるトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も当館に多く寄せられています。例えば、事業再編に伴う従業員に対する経済保障金の支払い等に係る労使間のトラブル、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルが発生し、従業員等により軟禁される事案も発生しています。こうしたトラブルは民事事件であるとして、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠を提出する必要がある場合もあります。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ、事態を複雑化させてしまうなど、得策と言えない場合が多いようです。いずれにしても、平素から地

元政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には政府関係当局や弁護士ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

#### (11) 日中関係に留意

日中関係が敏感な時節（とりわけ8月から9月にかけて）は、平素に比べ日本や日中関係に対して関心が集まりやすい状況になります。同時期においては、情勢に注意しながら、念のため、「現地の習慣を尊重し、中国人と接する際には不用意な政治的言動や態度に注意する。」「昼夜を問わず不特定多数が集まる場所では、日本人同士が集団で騒ぐ、日本語で大声で話すなどの目立ったり刺激的な行為は差し控える。」などにご留意いただき、不要なトラブルに巻き込まれないよう十分ご注意ください。

#### 5 犯罪被害に遭った際の措置

何らかの犯罪被害に遭った場合は直ちに公安局（通報センターTel：110番）に届け出てください。被害届を提出するのは事案発生地での最寄りの派出所です。

各種犯罪被害の届け出等は、あまり時間が経過していると被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりを減らし、解決への道を狭めます。犯罪に遭ったら直ちに被害届を出しましょう。被害に遭い、対処に困った場合には、総領事館にご相談ください。